

---

## 基準と安全

---

これらの解説は、WTO から許可を得て、そのホームページから転載し、また翻訳したものです。転載元ページは以下のとおりですのでご参照下さい。

Standards and safety

アドレス: [http://www.wto.org/english/thewto\\_e/whatis\\_e/tif\\_e/agrm4\\_e.htm](http://www.wto.org/english/thewto_e/whatis_e/tif_e/agrm4_e.htm)

また、翻訳については、農林水産省の責任で行ったものです。正確性については万全を期しておりますが、農林水産省は、本情報を用いて行う一切の行為について何ら責任を負うものではありません。また、訳し切れないような微妙なニュアンスについては、原文を参照してください。

### 基準と安全

「関税及び貿易に関する一般協定(GATT)」の第 20 条は、差別的に取り扱わないこと、また偽装された保護主義として利用しないことを条件に、各国政府が、人や動植物の生命または健康を保護するために貿易に関与することを認めています。さらに、食品安全と動植物の健康と安全を扱う協定と、ならびに製品規格一般を扱う協定の、2つの特定の WTO 協定があります。どちらの協定も、どのように偽装された保護主義を回避しつつ、基準を適用する必要性を満たすかを明らかにしようと試みています。これらの問題は関税障壁が低くなるにつれ、重要性が増します。この状況は潮が引くと海底の岩が現れることに例えられることもあります。どちらの場合も、国際基準を適用すれば、独自の基準を設ける場合より WTO で法的に提訴される可能性が低くなるでしょう。

### 食品、動物及び植物製品はどのくらい安全だと安全といえるのでしょうか。

問題点:消費者が安全に - ここでいう「安全」とは、あなたが適切と考える基準での「安全」という意味で - 食べられる食品が供給されることを確保するにはどうすればよいのでしょうか。また、健康と安全のための厳格な規制が、国内生産者を保護する口実として利用されないようにするにはどうすればよいのでしょうか。

食品安全と動植物の健康の基準に関する独立した協定(衛生と植物防疫のための措置に関する協定あるいは SPS)が基本的なルールを定めています。

SPS 協定は、加盟国が独自の基準を定めることを認めていますが、また、規制は科

学に基づいていなければならないとしています。こうした規制は、人や動植物の生命または健康を保護するために必要な範囲においてのみ適用されるべきであり、同一または類似の状況にある加盟国間で恣意的または不当な差別をしてはいけません。

加盟国は、国際的な基準や指針、勧告が存在する場合には、それらを使うことを奨励されます。そうすれば、WTOの紛争で提訴される可能性が低くなります。しかし、科学的に正当な理由があれば、より高い基準をもたらず措置をとることもできます。また、アプローチに一貫性があり恣意的でない限りは、適切にリスク評価に基づいてより高い基準を設けることもできます。さらに科学的不確実性に対処するために、一種の「安全第一」のアプローチである「予防原則」をある程度は適用することができます。SPS協定の第5.7条では暫定的な「予防」措置を認めています。

SPS協定は、引き続き加盟国が産品検査を行う際に異なった基準や方法を用いることを認めています。では輸出国は、どのようにして自国の産品に適用している措置内容が輸入国で受け入れられるかどうかを確認できるのでしょうか。輸出国が、自国の輸出品に適用している措置により輸入国における健康保護と同じ水準に達することを実証できれば、輸入国は輸出国の基準や方法を受け入れると考えられます。

SPS協定は、管理、検査および承認手続に関する規定を含んでいます。各国政府は、衛生と植物防疫のための措置の新たな設置や変更について事前に通報し、また情報を提供するために国の照会所を設置しなければなりません。この協定は、TBT協定でカバーされていない部分をカバーしています。

## 技術的な規制と基準

技術的な規制と基準は重要ですが、国によって異なっています。異なる基準があまりに多いと生産者と輸出者を困らせることとなります。基準が恣意的に設定されている場合、保護主義の口実として利用される可能性があります。基準は貿易の障害となりえる一方、環境保護、安全、国家安全保障から消費者情報まで、さまざまな理由から必要でもあります。また貿易の助けになることもあります。そのため「基準が本当に役立ち、また恣意的になったり保護主義の口実になったりしないことをどうすれば確保できるのか」という同じ基本的な質問が再び持ち上がります。

貿易の技術的障害(TBT)に関する協定は、規制、基準、試験および認証手続により不必要な障壁が生じないことの確保を試みています。

しかし、TBT 協定は加盟国が、たとえば、人や動植物の生命または健康のため、環境保護のため、または他の消費者の利益に合致するために適切と考える基準を採用する権利を認めています。さらに、加盟国は、自国の基準を達成するために必要な措置をとることは妨げられていません。しかし、それは一定の規律の下で行われることによりはじめて正当化されるものです。無数の規制は、製造者や輸出者にとっては悪夢となる可能性があります。各国政府が国際基準を適用し、また TBT 協定がそうすることを奨励すれば、物事はより単純になるかもしれません。いずれにせよ、どのような規制を用いるにしても、差別的に用いてはいけません。

TBT 協定は、政府および非政府組織や企業団体が自主的な基準を作成し、採用し、適用するための適正実施規範も規定しています。200 以上の基準設定団体がこの規範を採用しています。

TBT 協定は、ある製品が関連する基準に合致しているかどうかを決定するために用いられる手続は、公正かつ公平でなければならないとしています。これは国内で生産された製品を不当に優遇するようないかなる方法も阻止しています。またこの協定は、ある製品が基準に適合しているかを評価するそれぞれの国の手続を相互に承認することを奨励しています。承認がなければ、製品は、最初に輸出国、次に輸入国により、2 度にわたって検査されなければならないかもしれません。

製造者と輸出者は、見込みある市場における最新の基準を知る必要があります。この情報が適切に提供されるようにするため、全ての WTO 加盟国政府は、国の照会所を設置し、WTO を経由して相互に情報を得られるようにすることが求められています。毎年およそ 900 の新たなあるいは変更された規制が通報されています。貿易の技術的障害に関する委員会は、加盟国が情報を共有するための主要な情報センターであり、規制や自国での実施に関する問題を議論するための主要な討論の場です。

## お問い合わせ先

消費・安全局国際基準課  
ダイヤルイン:03-3502-8732  
FAX:03-3507-4232